Ⅶ　機会費用		
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	306,654,503	
政府出資の機会費用	981,952,843	1,288,607,346
Ⅷ　行政サービス実施コスト		300,721,808,696

重要な会計方針及び財務諸表注記事項

［重要な会計方針］

当事業年度より、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会　財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成23年６月28日改訂）」並びに「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」（総務省行政管理局　財務省主計局　日本公認会計士協会　平成24年３月最終改訂）を適用しております。

１．機構運営費交付金収益及び事業運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

期間進行基準を採用した理由は、毎事業年度の業務と機構運営費交付金及び事業運営費交付金が事業年度単位で期間的に対応しているためです。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
構築物	２～52年
車両運搬具	２～６年
工具器具備品	２～19年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（２～５年）に基づいております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑶　リース資産

リース資産の内容は、有形固定資産は工具器具備品、無形固定資産はソフトウェアであります。

リース期間を耐用年数とし残存価格を零とする定額法によっております。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、機構運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第88に基づき計算された賞与引当金の当期増加額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、機構運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国有財産等無償使用の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料等を参考に計算しております。なお、研修施設にかかる償却対象資産については、減価償却費相当額を計上しております。

⑵　政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に、0.988%で計算しております。

６．リース取引の処理方法

⑴　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑵　リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

［表示方法の変更］

前事業年度において一般管理費「その他」に含めて表示しておりました「修繕費」（前事業年度29,458,907円）は、金額的な重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

［貸借対照表注記］

１．機構運営費交付金から充当されるべき当期末引当外賞与見積額は以下のとおりです。

8,882,533,568円

２．機構運営費交付金から翌期以降充当されるべき当期末引当外退職給付引当金の見積額は以下のとおりです。

106,838,396,452円

３．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

資金運用については、預金保険制度により全額保護される決済性預金に限定し、また、資金調達については、機構運営費交付金及び事業運営費交付金を財源としております。なお、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入を行うことができますが、当期は行っておりません。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成24年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊）	時　価（＊）	差　額
⑴　現金及び預金	88,434,534,183	88,434,534,183	0
⑵　未払金	(31,936,535,576)	(31,936,535,576)	0
⑶　預り金	(6,591,340,801)	(6,591,340,801)	0

⑷　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

㈱　金融商品の時価の算定方法に関する事項

⑴現金及び預金、⑵未払金、⑶預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

４．資産除去債務に係る会計処理

⑴　当該資産除去債務の概要

賃借建物の原状回復義務、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等にもとづき日本年金機構が所有する建物の解体時における除去費用につき資産除去債務を計上しております。

第明治三十二十五種郵便物認可　年三月三十一日